

名古屋市公報

平成27年 8月 5日

第1119号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政改革推進部法制課長

目

次

ページ

規

則

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (住都・総務課) (第85号) 6
- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第86号) 7
- 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第87号) 10
- 名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第88号) 11
- 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第89号) 14

告

示

- 仮換地指定取消し及び使用収益停止に係る公示送達 (住都・市街地整備課) (第460号) 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第461号) 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第462号) 18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第463号) 20
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第464号) 22
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第465号) 24
- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第466号) 25
- 生活保護法による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第467号) 26
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第468号) 27
- 生活保護法による施術者の指定 (健福・保護課) (第469号) 29

○ 指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	(健福・介護保険課)	(第470号)	30
○ 指定居宅介護支援事業の廃止	(健福・介護保険課)	(第471号)	32
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第472号)	33
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第473号)	35
○ 大曽根北土地区画整理審議会委員の選挙期日	(住都・大曽根北・筒井都市整備事務所)	(第474号)	36
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第475号)	37
○ 有料公園施設等の供用時間の変更の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第476号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第477号)	39
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第478号)	41
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開	(健福・保護課)	(第479号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第480号)	45
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第481号)	47
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第482号)	48
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第483号)	49
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第484号)	51
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表	(財政・財政課)	(第485号)	53
○ 名古屋市大高南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・区画整理課)	(第486号)	56

達

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第31号)	58
--------------------------	----------	--------	----

監 査 委 員 告 示

○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第2号)	60
---------------------	-------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募	(第23号)	61
○ 教育委員会定例会の開催について	(第24号)	64

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第21号)	65
公	告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請公告		
	(市経・市民活動推進センター)	66
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告		
	(市経・市民活動推進センター)	70

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第85号）

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第46号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
公用開始	五条荘	西区那古野一丁目	平成27年10月 1日

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第86号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成27年10月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から施行します。

- 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第87号）

1 改正内容

短期入所生活介護等を受ける者から徴収する居住費又は滞在費の額を改めます。

2 施行期日等

- (1) 平成27年 8月 1日から施行します。
- (2) この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則の規定は、平成27年 8月分の使用料から適用し、同年 7月分までの使用料については、なお従前の例によることとします。

- 名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（第88号）

- 1 改正内容

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行います。（第 1号様式付表 4関係）

- (2) 介護保険法（平成 9年法律第 123号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1号様式付表 1－ 1から付表 8関係）

- 2 施行期日

- 平成27年 8月 1日から施行します。

- 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第89号）

- 1 改正内容

- 名古屋市ひばり荘の入所定員を変更します。（第 2条関係）

- 2 施行期日

- 平成27年 8月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第31号）

- 1 改正内容

- ひばり荘に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。（別表関係）

- 2 施行期日

- 平成27年 8月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 7 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第85号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第46号）中別表の改正規定のうち児玉荘の項を改める部分の施行期日は、平成27年10月1日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第86号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表山田東荘の項中

「

7 階建	昭和45年度	140
	昭和48年度	77

」

を

「

6 階建	平成25年度	74
7 階建	昭和45年度	140
	昭和48年度	77

」

に

改め、同表中

「

児 玉 荘	西区児玉一丁目	高層 耐火	14 階建 (併存)	平成 4 年度	39
-------	---------	----------	---------------	---------	----

を

」

五 条 荘	西区那古野一丁目	中層 耐火	5 階建	平成25年度	33	に
児 玉 荘	西区児玉一丁目	高層 耐火	14階建 (併存)	平成 4 年度	39	

改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表中

山 吹 荘	11号 から15号まで	9,700 円	を
-------	-------------	---------	---

山 田 東 荘	1 号 から31号まで	7,500 円	に、
山 吹 荘	11号 から15号まで	9,700 円	

笹 塚 荘	1 号 から 162 号まで	7,000 円	を
-------	----------------	---------	---

五 条 荘	1 号 から10号まで	11,100 円	に
笹 塚 荘	1 号 から 162 号まで	7,000 円	

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前において

も行うことができる。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第87号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 9条の 2第 1項第 2号中「 370円」を「 840円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則の規定は、平成27年 8月分の使用料から適用し、同年 7月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第88号

名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護
予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年名古屋市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式注第 6項中「すべて」を「全て」に改め、同様式付表 1－ 1中「（ 1割負担分）」を「（利用者負担分）」に改め、同表注第 4項中「本様式」を「この様式」に改め、同様式付表 1－ 2から付表 3－ 2までの規定中「（ 1割負担分）」を「（利用者負担分）」に改め、同様式付表 4中

共 同 生 活 住 居 数		戸	①		②				
利用者数（推定数を記入）		人	人		人				
従 業 者 の 職 種 ・ 員 数			介 護 従 事 者		介 護 従 事 者		計 画 作 成 者		
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
			常 勤（人）						
			非 常 勤（人）						
			常 勤 換 算 後 の 人 数（人）						
			基 準 上 の 必 要 人 数（人）						
適 合 の 可 否									
主 な 掲 示 事 項	居 室 数		室 （うち個室）		室 （うち個室）				
	利 用 定 員		人		人				
	利 用 料	法定代理受領分（1割負担分）							
		法定代理受領分以外							
	そ の 他 の 費 用								

を

を

共 同 生 活 住 居 数		戸	①		②		③			
利用者数（推定数を記入）		人	人		人		人			
従 業 者 の 職 種 ・ 員 数			介護従事者		介護従事者		介護従事者		計 画 作 成 担 当 者	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専 従 兼 務	
常 勤（人）										
非 常 勤（人）										
常 勤 換 算 後 の 人 数（人）										
基 準 上 の 必 要 人 数（人）										
適 合 の 可 否										
主 な 掲 示 事 項	居 室 数		室（うち個室）		室（うち個室）		室（うち個室）			
	利 用 定 員		人		人		人			
	利 用 料	法定代理受領分（利用者負担分）								
		法定代理受領分以外								
	そ の 他 の 費 用									

に

改め、同様式付表 5中「（1割負担分）」を「（利用者負担分）」に改め、同

様式付表 6中「あたり」を「当たり」に、「（1割負担分）」を「（利用者負担分）」に改め、同様式付表 7－1中「（1割負担分）」を「（利用者負担分）」に改め、同表注第 3項中「本様式」を「この様式」に改め、同様式付表 7－2 及び付表 8中「（1割負担分）」を「（利用者負担分）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第89号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項の表中

「

〃	名古屋市ひばり荘	50人	を
---	----------	-----	---

」

「

〃	名古屋市ひばり荘	32人	に
---	----------	-----	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成27年 8月 1日から施行する。

名古屋市告示第 460号

仮換地指定取消し及び使用収益停止に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行者独立行政法人都市再生機構が発した仮換地指定取消通知及び土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 100条第 1項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が東京都立川市曙町一丁目21番 1号所在の掲示板に掲示されています。

平成27年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
福地 釧吉	名古屋市東区長堀町二丁目 3 番地	東京都昭島市中神町 字東武蔵野1357番13

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 461号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋市重症心身 障害児者施設	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地 の 5	平成27年 5月 1日
医療法人 S & K オ アシス 錦 クリニッ ク	名古屋市中区錦三丁目16番27号	平成27年 6月 1日
御器所こころのク リニック	名古屋市昭和区阿由知通 4丁目 5 番地	平成27年 7月 1日
医療法人香徳会メ イグリーンクリニック	名古屋市緑区六田一丁目 214番地	平成27年 6月 1日
おのこども歯科医 院	名古屋市千種区京命一丁目 1番32 号	平成27年 7月 1日

杉山デンタルクリニック	名古屋市中区大須四丁目 2番58号	平成27年 1月 1日
デンタルオフィス ブラック&ホワイト	名古屋市中区東桜二丁目18番26号	平成27年 6月 1日
医療法人社団明星 会花歯科医院	名古屋市瑞穂区山下通 5丁目29番 地の 2	平成27年 6月 1日
白沢歯科クリニック	名古屋市守山区白沢町 120番地	平成27年 7月 1日
スペラデンタルク リニック	名古屋市緑区桶狭間切戸 103番地	平成27年 4月22日
ビー・アンド・デ ィー調剤薬局八勝 通店	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目13番 地	平成27年 6月 1日
訪問看護ステーシ ョンまごころ	名古屋市守山区川村町37番地	平成27年 6月 1日
訪問看護フリーウ ォーク	名古屋市名東区望が丘 319番地	平成27年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 462号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	もくれんクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市東区白壁一丁目45番地
	新	名古屋市東区泉二丁目21番25号
変 更 年 月 日	平成27年 5月 1日	

医 療 機 関 名	医療法人湘山会眼科三宅病院	
所 在 地	旧	名古屋市北区大曽根三丁目15番68号
	新	名古屋市北区大曽根三丁目14番20号
変 更 年 月 日	平成27年 5月 7日	

医 療 機 関 名	旧	西川内科
	新	はしもと内科
所 在 地	旧	名古屋市中川区大当郎一丁目1910番地の 1
	新	名古屋市中川区大当郎二丁目1101番地
変 更 年 月 日	平成27年 5月 1日	

医 療 機 関 名	旧	うえだ皮フ科クリニック
	新	うえだ皮フ科内科クリニック
所 在 地	名古屋市 中川区 高杉町34番地	
変 更 年 月 日	平成27年 6月 5日	

医 療 機 関 名	安倍歯科	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄二丁目 3番16号
	新	名古屋市中区栄三丁目 7番 9号
変 更 年 月 日	平成23年 4月 1日	

医 療 機 関 名	サン・イズミ薬局	
所 在 地	旧	名古屋市北区五反田町 110番地の21
	新	名古屋市北区五反田町 128番地
変 更 年 月 日	平成27年 7月 6日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 463号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人棚橋病院	名古屋市東区泉一丁目20番19号	平成27年 6月 1日
ほりぐち眼科	名古屋市北区水草町 2丁目 9番地	平成27年 7月 1日
瑞穂ホームケアクリニク	名古屋市瑞穂区弥富通 3丁目 54番地	平成27年 6月30日
医療法人白寿会メイグリーンクリニック	名古屋市緑区六田一丁目 214番地	平成27年 6月 1日
杉山デンタルクリニク	名古屋市中区大須四丁目 2番 58号	平成26年12月31日

砂田橋調剤薬局	名古屋市東区砂田橋五丁目 2 番10号	平成27年 4月 22日
フォレスト調剤薬局 浅間町店	名古屋市西区新道一丁目 9番 30号	平成27年 7月 1日
訪問看護ステーション オレンジ	名古屋市天白区大坪二丁目 1115番地	平成27年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 464号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
八事クリニック	名古屋市昭和区山手通 5丁目 1番地 地の 1	平成27年 6月30日
前田整形外科クリニック	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地 地の 1	平成27年 6月30日
菱田耳鼻咽喉科	名古屋市熱田区河田町 117番地 2	平成27年 6月25日
内藤歯科医院	名古屋市北区清水三丁目20番30号	平成27年 7月 1日
桂木歯科医院	名古屋市北区楠味鋤三丁目 402番 地	平成27年 7月 1日

大口歯科医院	名古屋市西区南川町76番地	平成27年 6月30日
なでしこ歯科	名古屋市西区二方町40番地	平成27年 6月30日
木村歯科医院	名古屋市昭和区菊園町 4丁目20番地	平成27年 6月30日
吉岡歯科医院	名古屋市中川区太平通 2丁目38番地	平成27年 6月30日
きららデンタルクリニック	名古屋市南区駄上一丁目11番 9号	平成27年 6月30日
山村歯科医院	名古屋市緑区ほら貝三丁目97番地	平成27年 5月28日
藤が丘デンタルクリニック	名古屋市名東区藤が丘 171番地	平成27年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 465号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
オアシスジャパン訪問看護リハビリステーション	名古屋市緑区鳴海町字上汐田62番地の 2	平成27年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 466号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ストロベリー薬局	名古屋市中区千代田三丁目 3 番 8号	平成27年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 467号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人重和会名駅内科	名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4号	平成27年 4月 1日
文教台歯科医院	名古屋市名東区文教台一丁目 1003番地の 2	平成27年 5月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 468号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
すがも訪問マッサージ	名古屋市南区中江二丁目 3番20号	平成27年 6月 8日
宇佐美 孝		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
熊の前接骨院	名古屋市緑区亀が洞一丁目 607番地 地の 1	平成27年 6月 22日
坂口 聡		

接骨院A n t i c o	名古屋市千種区池下一丁目10番16号	平成27年 6月 30日
土手下 哲広		

3 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問鍼灸マッサージ じこころ大曽根治 療院	名古屋市北区大曽根四丁目20番38号	平成27年 6月 19日
森村 一夫		
西枇杷島駅前治療 院マッサージ・鍼 灸	愛知県清須市西枇杷島町日之出 1-1	平成27年 6月 10日
西川 希		
すがも訪問マッサ ージ	名古屋市南区中江二丁目 3番20号	平成27年 6月 8日
宇佐美 孝		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 469号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
深谷 謙太	名古屋市南区鶴里町 1丁目59番地	平成27年 6月22日
ごりら接骨院		
澤田 壮司	名古屋市中川区西伏屋二丁目1102番地	平成27年 6月19日
ごりら接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 470号

指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社華の花	ヘルパーステーション華の花	名古屋市守山区 守山二丁目 8番 14号	平成27年 4月27日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社エヌ・ビー・ラボ	訪問介護事業所エルスリー名古屋南	名古屋市南区宝生町 4丁目 7番 地の 1	平成27年 4月28日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社千里	ケアステーション歩々笑	名古屋市守山区 八反10番10号	平成27年 4月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社みつば	訪問介護ステーションオレンジジュ	名古屋市天白区 大坪二丁目1115 番地	平成27年 4月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
社会福祉法人福誠会	訪問看護ステーションゆい	名古屋市守山区 市場14番18号	平成27年 4月27日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社みつば	訪問看護ステーションオラ	名古屋市天白区 大坪二丁目1115	平成27年 4月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

	ンジュ	番地		
株式会社ヘル パースクール ・カイ	訪問看護ステ ーションすて っふ	名古屋市中村区 宮塚町 159番地	平成27年 5月 7日	訪問看護 介護予防訪問看護
敬愛有限会社	小規模デイサ ービスあお空	名古屋市瑞穂区 惣作町 3丁目 3 番地	平成27年 4月22日	通所介護 介護予防通所介護
医療法人紀泉 会	サフランのい え福祉用具貸 与・販売事業 所	名古屋市中川区 長須賀町二丁目 305番地	平成27年 4月16日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社エヌ ・ビー・ラボ	訪問介護事業 所エルスリー 名古屋天白	名古屋市天白区 梅が丘一丁目 101番地	平成27年 4月28日	訪問介護
有限会社花伝 舎	デイサロン猩 猩	名古屋市緑区鎌 倉台二丁目1901 番地の 2	平成27年 4月 8日	通所介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 471号

指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第82条第 2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
アイユーベストサービス有限公司	アイユー居宅介護支援事業所	名古屋市北区中切町 4丁目66番地の 4	平成27年 4月 8日	居宅介護支援
山篤コーポレーション株式会社	ポップケアサービス	名古屋市天白区植田南三丁目510番地	平成27年 4月17日	居宅介護支援
株式会社メディピア	ハート・ケアプラン	名古屋市名東区梅森坂一丁目3311番地	平成27年 4月30日	居宅介護支援
株式会社みつば	居宅介護支援事業所オランジュ	名古屋市天白区大坪二丁目1115番地	平成27年 4月30日	居宅介護支援
株式会社ヘルパースクール・カイ	ケアプランハウスあいち	名古屋市中村区宮塚町 159番地	平成27年 5月 7日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 472号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 4項第11号に該当します。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

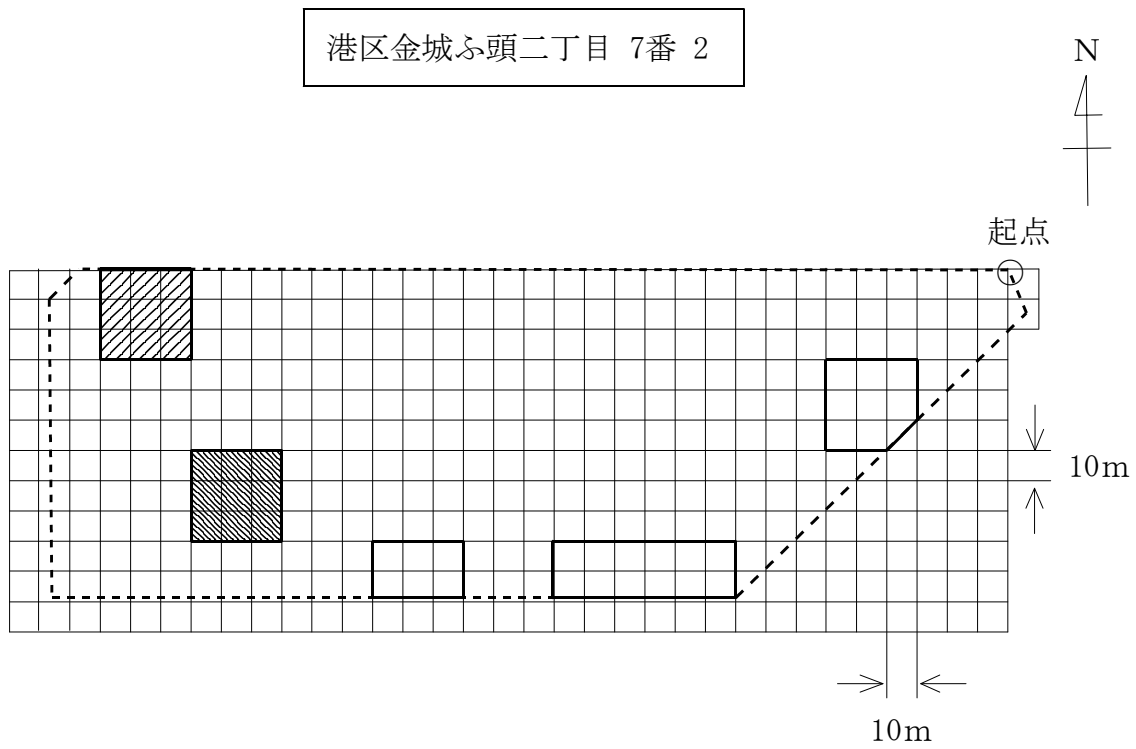
1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

□ □ □ □ □ : 調査対象地

----- : 筆の境界

▨ : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

▧ : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 473号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、要措置区域の指定を次のとおり解除します。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成27年名古屋市告示第 196号により指定した区域（名古屋市守山区深沢二丁目 713番の一部）の全部及び平成27年名古屋市告示第 197号により指定した区域（名古屋市守山区深沢二丁目 715番の一部）の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）並びに砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 474号

大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙期日

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

選挙期日 平成27年11月 1日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 475号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成26年 7月25日 26指令住開指第61号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市中川区水里五丁目 522番、 540番 1、653番及び654番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下芝切 179番地

蟹江プロパン株式会社

代表取締役 黒川 智勝

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 476号

有料公園施設等の供用時間の変更の一部改正について

平成27年名古屋市告示第 434号（有料公園施設等の供用時間の変更について）の一部を次のように改正します。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1項を次のように改めます。

- (1) 平成27年 8月 1日の供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。ただし、同日が雨天の場合は、「午前 9時から午後 6時30分まで」に変更します。
- (2) 平成27年 8月 2日の供用時間について、同月 1日が雨天であって、同月 2日が雨天でない場合は、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。

第 2項に次のように加えます。

ただし、同日が雨天の場合は、「午前 9時30分から午後 6時30分まで」に変更します。

第 3項を次のように改めます。

- (1) 平成27年 8月 1日の供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時まで」に変更します。ただし、同日が雨天の場合は、「午前 8時45分から午後 7時まで」に変更します。
- (2) 平成27年 8月 2日の供用時間について、同月 1日が雨天であって、同月 2日が雨天でない場合は、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 477号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
介護ステーション雅	名古屋市守山区天子田三丁目 413 番地	平成27年 5月 1日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
日本調剤金山薬局	名古屋市熱田区外土居 5番14号	平成27年 7月 1日

3 通所介護及び介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
光が丘リハビリセンター	名古屋市千種区光が丘一丁目 3番 6号	平成27年 6月23日

4 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
アメニティホーム塩釜	名古屋市天白区元八事三丁目 321 番地	平成27年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 478号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

名	称	ヘルパーめだか組
所 在 地	旧	名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
	新	名古屋市中村区鳥居通 4丁目48番地
変 更 年 月 日	平成27年 4月20日	

名	称	あかり訪問介護ステーション
所 在 地	旧	名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 8番地の 3
	新	名古屋市昭和区天神町 3丁目 6番地
変 更 年 月 日	平成26年12月23日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

名	称	訪問看護リハビリステーション
所 在 地	旧	名古屋市千種区内山二丁目 7番24号
	新	名古屋市千種区高見一丁目16番 7号
変 更 年 月 日	平成27年 3月 1日	

名	称	もくれんクリニック
所 在 地	旧	名古屋市東区白壁一丁目45番地
	新	名古屋市東区泉二丁目21番25号
変 更 年 月 日	平成27年 5月 1日	

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

名	称	もくれんクリニック
所 在 地	旧	名古屋市東区白壁一丁目45番地
	新	名古屋市東区泉二丁目21番25号
変 更 年 月 日	平成27年 5月 1日	

名	称	サン・イズミ薬局
所 在 地	旧	名古屋市北区五反田町 110番地の21
	新	名古屋市北区五反田町 128番地
変 更 年 月 日	平成27年 7月 6日	

4 居宅介護支援事業

名	称	スギケアプランセンター葵
所 在 地	旧	名古屋市東区葵三丁目19番 3号
	新	名古屋市東区葵二丁目14番11号
変 更 年 月 日	平成27年 1月 1日	

名	称	ケアプランちくたく亭
所 在 地	旧	名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
	新	名古屋市中村区鳥居通 4丁目48番地
変 更 年 月 日		平成27年 4月20日

名	称	あかりケアプランセンター
所 在 地	旧	名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 8番地の 3
	新	名古屋市昭和区天神町 3丁目 6番地
変 更 年 月 日		平成26年12月23日

名	称	ひょうたん山居宅介護支援事業所
所 在 地	旧	名古屋市守山区西島町 4番37号
	新	名古屋市守山区東山町10番 2号
変 更 年 月 日		平成27年 4月 1日

名	称	ケアプランセンターいちろ
所 在 地	旧	名古屋市守山区鳥神町 180番地
	新	名古屋市守山区幸心三丁目1407番地
変 更 年 月 日		平成27年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 479号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり再開の届出がありました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援

介 護 機 関 名	所 在 地	再開年月日
スギケアプランセンター 葵	名古屋市東区葵二丁目14番11号	平成27年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 480号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ケアセンターてとろ大曾根	名古屋市北区大曾根二丁目11番 5号	平成27年 4月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
棚橋病院	名古屋市東区泉一丁目20番19号	平成27年 6月 1日
ケア21訪問看護ステーションぴ〜す名西	名古屋市西区栄生二丁目24番 9号	平成27年 4月30日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
棚橋病院	名古屋市東区泉一丁目20番19号	平成27年 6月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
砂田橋調剤薬局	名古屋市東区砂田橋五丁目 2番10号	平成27年 4月22日
棚橋病院	名古屋市東区泉一丁目20番19号	平成27年 6月 1日
ストロベリー薬局	名古屋市中区千代田三丁目 3番 8号	平成27年 6月30日

5 通所介護及び介護予防通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ケアセンターてとろ大曾根	名古屋市北区大曾根二丁目11番 5号	平成27年 4月 1日
ラ・プラスデイサービス センター神宮しょうぶ苑	名古屋市熱田区旗屋二丁目 8番 1号	平成27年 7月 1日
ラ・プラスデイサービス センター竜宮	名古屋市港区東築地町13番 6号	平成27年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 481号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
オーネスト紫の郷指定短期入所生活介護事業所	名古屋市中川区富永四丁目 278番地	平成27年 4月 1日

2 地域密着型特定施設入居者生活介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームオーネスト紫の郷	名古屋市中川区富永四丁目 278番地	平成27年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 482号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

訪問介護及び介護予防訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーステーションエイ ル	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18 号	平成27年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 483号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成27年 1月 5日 26指令住開指第 140号	名古屋市港区宝神町字 西屋敷1117番 1外 3筆	名古屋市港区宝神町字西 屋敷1117番地 原 武子
平成27年 2月 4日 26指令住開指第 156号	名古屋市中川区西中島 二丁目 801番 4	名古屋市天白区原四丁目 1107番地 株式会社マミヤ 代表取締役 間宮陸海
平成27年 3月23日 26指令住開指第 184号	名古屋市中川区下之一 色町字宮分74番 1	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成27年 3月31日 26指令住開指第 191号	名古屋市南区鳴尾一丁 目 262番 1外 1筆	東京都練馬区石神井町二 丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

平成27年 5月13日 27指令住開指第31号	名古屋市緑区万場山二 丁目 102番外 1筆	名古屋市中区葵一丁目20 番22号 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 常務執行役員支社長 大 友浩嗣
平成27年 2月17日 26指令住開指第 163号	名古屋市緑区大高町字 元屋敷 5番 5外 1筆	名古屋市緑区大高町字西 門田33番地 山口正信

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 484号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

春里南公園	千種区春里町 4丁目、 日和町 3丁目	図面千種75の 区域	平成22年 3月31日
-------	------------------------	---------------	-------------

」

を

「

春里南公園	千種区春里町 4丁目、 日和町 3丁目	図面千種75の 区域	平成22年 3月31日
南ヶ丘緑地	千種区南ヶ丘二丁目	図面千種76の 区域	平成27年 8月 1日
振甫公園	千種区振甫町 3丁目	図面千種77の 区域	平成27年 8月 1日

」

に、

「

名西橋緑地	西区堀越町字大縄	図面西20の区 域	昭和43年 6月12日
-------	----------	--------------	-------------

」

を

「

名西橋緑地	西区堀越町字大縄	図面西20の 2 の区域	昭和43年 6月12日
-------	----------	-----------------	-------------

」

に、

「

南大高緑地	緑区大高町字阿原、 字平地、字池之内、 字山之田	図面緑 232の 区域	平成25年 3月26日
-------	--------------------------------	----------------	-------------

」

を

「

南大高緑地	緑区大高町字阿原、 字平地、字池之内、 字山之田	図面緑 232の 2の区域	平成25年 3月26日
-------	--------------------------------	------------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成27年 8月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 485号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、平成27年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

平成27年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局財政部財政課

財 政 の あ ら ま し

平成26年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	1,094,903	921,857	84.2	874,230	79.8
特 別 会 計	1,203,316	978,203	81.3	1,010,669	84.0

(2) 公営企業会計（平成26年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	31,917	31,232	97.9	39,005	36,036	92.4
水 道 事 業 会 計	50,482	49,103	97.3	50,369	49,139	97.6
工業用水道事業会計	986	993	100.7	979	958	97.9
下 水 道 事 業 会 計	76,390	75,971	99.5	76,232	74,590	97.8
自動車運送事業会計	24,771	24,814	100.2	24,282	23,659	97.4
高速度鉄道事業会計	90,914	91,117	100.2	88,934	86,549	97.3
計	275,460	273,230	99.2	279,801	270,931	96.8

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（平成27年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

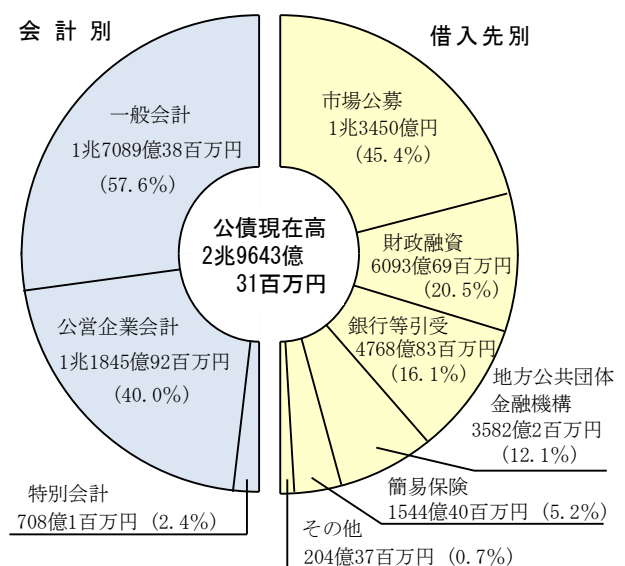
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	86,899千㎡
建 物	9,966千㎡
そ の 他	出資による権利 236,911百万円等
物 品	7,545点
債 権	158,019百万円
基 金	241,335百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	160,000	—
病 院 事 業 会 計	8,000	—
水 道 事 業 会 計	2,600	—
工業用水道事業会計	100	—
下 水 道 事 業 会 計	2,900	—
自動車運送事業会計	11,000	1,000
高速度鉄道事業会計	32,000	—

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

平成27年度予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には11会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
一般会計	1,072,256	1.4
特別会計	1,152,282	△ 1.4
国民健康保険会計	250,097	14.7
後期高齢者医療会計	48,822	4.6
介護保険会計	170,357	5.4
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計	1,121	0.3
市場及びと畜場会計	7,957	△ 11.9
土地区画整理組合貸付金会計	496	△ 39.7
市街地再開発事業会計	1,664	△ 62.7
墓地公園整備事業会計	797	△ 10.5
基金会計	120,519	6.5
用地先行取得会計	15,253	△ 6.7
公債会計	535,199	△ 10.2
計	2,224,538	△ 0.1

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
病院事業会計	39,383	△ 22.6
水道事業会計	75,241	△ 1.4
工業用水道事業会計	1,613	6.3
下水道事業会計	144,787	△ 1.9
自動車運送事業会計	26,875	△ 8.3
高速度鉄道事業会計	150,210	1.3
計	438,109	△ 3.5

平成27年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）

平成26年度下半期財政運営の状況 平成27年度予算の概要

【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市告示第 486号

名古屋市大高南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市大高南特定土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成27年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
浅 田 行 雄	名古屋市緑区大高町字江明46番地
久 野 長 夫	名古屋市緑区大高町字東植松71番地
近 藤 和 彌	名古屋市緑区大高町字田中24番・25番合番地
近 藤 三 郎	名古屋市緑区大高町字西丸根62番地
近 藤 節 子	名古屋市緑区大高町字江明10番地
近 藤 廣 一	名古屋市緑区大高町字田中60番地
酒 井 文 雄	名古屋市緑区大高町字高見19番地
下 村 宏	名古屋市緑区大高町字西門田 9番地
鈴 木 勝 利	名古屋市緑区大高町字北南休20番地の 1
鈴 木 隆	名古屋市緑区大高町字正光寺峡 3番地
鈴 木 壽	名古屋市緑区大高町字西正光寺 7番地の11
竹 内 彌 彦	名古屋市緑区大高町字東植松27番地の 1
永 井 清 夫	名古屋市緑区大高町字鶴田 149番地
中 井 建 治	名古屋市緑区大高町字門田 9番第 2番地
原 田 晴 充	名古屋市緑区大高町字天神 113番地
牧 野 寛 典	名古屋市緑区大高町字小黑見山 3番地の12

山	口	勝	幸	名古屋市緑区大高町字鶴田 186番地
山	口	重	信	名古屋市緑区大高町字本町71番地
山	口	鍾		名古屋市緑区大高町字懸田20番地
山	口	鈞		名古屋市緑区大高町字高見40番地

子ども青少年局
ひばり荘

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月30日

名古屋市長 河村 たかし

別表子ども青少年局ひばり荘の項中

午後0時40分から 午後9時まで

を

「

午後1時40分から 午後10時まで

に、

午後0時40分から 午後9時15分まで

を

「

午後1時25分から 午後10時まで

に、

G	午前10時25分から 午後5時35分まで	60
---	-------------------------	----

を

「

G	午前10時25分から 午後 5 時35分まで	60
H	午前 7 時から 午後 3 時20分まで	45
I	午前 7 時から 午後 3 時35分まで	60
J	午前 7 時30分から 午後 3 時50分まで	45
K	午前 7 時30分から 午後 4 時 5 分まで	60

に、

「

午前10時45分から
午後 7 時 5 分まで

を

」

」

「

午前10時15分から
午後 6 時35分まで

に、

「

午前10時30分から
午後 7 時 5 分まで

を

」

」

「

午前10時から
午後 6 時35分まで

に改める。

」

附 則

この達は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市監査委員告示第2号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、外部監査人大島嘉秋の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成27年7月27日

名古屋市監査委員	ふじた 和 秀
同	中 村 満
同	鈴 木 邦 尚
同	橋 本 博 孔

氏 名	住 所	補助できる期間
西 川 幸 子	愛知県みよし市三好丘桜二丁目4番地7	告示の日から 平成28年 3月31日まで

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市教育委員会告示第23号

名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市千種生涯学習センター、名古屋市東生涯学習センター、名古屋市北生涯学習センター、名古屋市西生涯学習センター、名古屋市中生涯学習センター、名古屋市昭和生涯学習センター、名古屋市瑞穂生涯学習センター及び名古屋市守山生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成27年 7月29日

名古屋市教育委員会委員長 服 部 はつ代

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市千種区振甫町 3丁目34番地
名古屋市東生涯学習センター	名古屋市東区葵一丁目 3番21号
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市北区黒川本通 2丁目16番地の 3
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市西区浄心一丁目 1番45号
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市中区橘一丁目 7番11号
名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市昭和区石仏町 1丁目48番地
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市瑞穂区惣作町 2丁目27番地の 3
名古屋市守山生涯学習センター	名古屋市守山区守山三丁目 2番 6号

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 運営業務に関すること

イ 使用許可に関すること

- ウ 施設の利用料金に関すること
 - エ 広告業務に関すること
 - オ 施設管理に関すること
 - カ 緊急時対応に関すること
 - キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
 - ク 事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関すること
 - ケ 指定管理者の引継ぎに関すること
 - コ その他委員会の定める業務に関すること
- (3) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
- ア 基本の開館時間外の施設の供用
 - イ 教室等の実施
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000071892.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒460-0015 名古屋市中区大井町 7番25号（イーブルなごや内）

電話番号 052-321-1571 ファクシミリ番号 052-321-1574

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場

合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

平成27年 8月31日（月）午前 9時から 9月 1日（火）午後 5時までに、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

平成27年 9月 3日（木）から 9月 4日（金）までの午前 9時から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第24号

教育委員会定例会の開催について

平成27年 8月 5日午前10時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成27年 7 月30日

名古屋市教育委員会委員長 服部 はつ代

請願審査について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

教職員人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成27年7月29日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

別表第1 財務関係の表第10号を次のように改める。

10			料金後納郵便料金の 支払に関すること。
----	--	--	------------------------

別表第1 財務関係の表課公所長の欄第16号中「第11号」を「第10号」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局次長以下代決規程の規定は、平成27年7月1日から適用する。

特定非営利活動法人の設立の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第10条第 1項の規定により、特定非営利活動法人設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成27年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 6月 9日	特定非営利活動法人福祉支援会	渡邊 貞美	名古屋市中 川区広田町 2丁目14番 地の 1	この法人は、障害者、その家族、その他の手助けを必要とする人に対して、介護、福祉サービス、地域生活支援に関する事業を行い、障害者に係る問題の改善や解決を図り、地域社会の増進に寄与することを目的とする。
平成27年 6月10日	特定非営利活動法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす	青木 聡子	名古屋市中 区栄一丁目 14番21号ピ アキャステ	この法人は、生命・身体犯（主に殺人や傷害致死等）により被害を受けた者、並

			ール S K 自 由空間 O 1 e 内	びにその家族及び遺 族（以下「犯罪被害 者」という）の回復、 立ち直り支援、各種 の支援事業を行うと ともに、犯罪被害者 及びその関係者に係 る問題の改善や解決 を図り、犯罪被害者 を社会全体でサポー トできる環境づくり に寄与することを目 的とする。
平成27年 6月14日	特定非営利活動 法人社会福祉事 業第三者評価機 構	富田 偉津男	名古屋市中 区葵一丁目 27番 3号染 木第 2ビル 303号	この法人は、社会福 祉法人等の公益的な 法人に対して、公認 会計士、税理士によ るその会計等の監 査・評価に関する事 業を行い、これらの 法人の適正な運営と 透明性を高め、各法 人等の社会的貢献の 向上を図ることを目 的とする。
平成27年 6月18日	特定非営利活動 法人スポーツ& トレーニング・ プロモーション	浅見 誠	名古屋市東 区東桜一丁 目10番35号	この法人は、地域住 民及び学校や施設な どの団体のスポーツ をする人、トレーニ

	協会			ング又は運動が必要な人に対して、ランニング・ジョギングなどの生涯スポーツの振興や普及啓発およびスポーツと健康のためのトレーニングの振興や普及啓発に関する事業を行い、地域社会のスポーツイベントによる活性、学生スポーツの怪我問題、高齢者の運動不足に係る問題の改善や解決を図り、地域社会のスポーツと運動に関する認識の向上とスポーツとトレーニング（運動）による健康促進効果の増進に寄与することを目的とする。
平成27年 6月24日	特定非営利活動 法人悩み事相談 解決支援センタ ー	後藤 裕夫	名古屋市守 山区緑ヶ丘 515番地	この法人は日本国籍を有する人及び外国国籍を有する自然人及び法人からの相談者に対して、同人の悩みを紐解き、的確な助言又は専門家へ

				の橋渡しをすることにより、相談者の社会経済生活等の悩み問題を解決し、充実した活動を実現させるための社会貢献に資することを目的とする。
平成27年 6月26日	特定非営利活動 法人名古屋ラグビークラブ	上野 康介	名古屋市西区稲生町 5 丁目71番地の 4	この法人は、一般市民に対して、スポーツ文化活動に関する事業及び子どもの健全育成を図る活動を行い、明るく活力ある社会形成に寄与することを目的とする。

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成27年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 6月11日	特定非営利活動法人ささしまサポートセンター	森 亮太	名古屋市中村区大宮町1丁目27番地の 6	この法人は、野宿者をはじめとする生活困窮者がその人らしい生活を営めるよう、個々に寄り添いながら医療相談や生活上の支援等を行い、誰もが地域で共に生きられ、居場所をもてるような社会を目指して活動することを目的とする。
平成27年 6月11日	特定非営利活動法人コンクリー	谷川 恭雄	名古屋市中区葵一丁目	本法人は、土木及び建築分野のコンクリ

	ト技術支援機構		27番37号	ト技術を主体に、調査・研究及び技術開発と、その支援活動を展開し、得られた成果をもって不特定多数の個人・団体を対象に、技術的評価及び助言を提供することにより、社会教育の推進と技術の伝承を図るとともに、構築物の品質改善と高耐久性の確保に助力し、環境を保全する諸活動により地域の安全と健全なまちづくりを推進するとともに、文化財建造物の調査・保全活動を実施するほか、海外留学生の支援と国際技術協力の諸活動を行い、もって広く社会に貢献することを目的とする。
平成27年 6月16日	特定非営利活動 法人福祉発信基 地友の家	戸水 純江	名古屋市西 区南堀越二 丁目 3番 1 号	この法人は、障害者（児）・高齢者・その家族・その他の手助けを必要とする人

				に対して、介護・福祉サービス、地域生活支援に関する事業を行い、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。
平成27年 6月18日	特定非営利活動 法人地域と協同 の研究センター	西川 幸城	名古屋市千 種区稲舟通 1丁目39番 地	この法人は、非営利、協同の事業に関心をもつ市民、団体を対象として、地域におけるくらし、労働、コミュニティの向上および協同活動の発展を目的とする学習、研修、情報交流および調査研究の実施または実施の支援を行い、もって地域と協同活動の持続可能な発展に寄与することを目的とする。
平成27年 6月18日	特定非営利活動 法人愛知理美容 福祉協会キュー 年みらいグルー プ	藤田 信行	名古屋市中 川区明徳町 1丁目16番 地の 2	この法人は、高齢者及び身障者で外出の困難な者に対して訪問理美容に関する事業等を行ない、社会福祉に寄与することを目的とする。
平成27年	特定非営利活動	遠藤 登喜子	名古屋市中	この法人は、画像を

6月27日	法人日本乳がん 検診精度管理中 央機構		区丸の内二 丁目12番26 号丸の内セ ントラルビ ル 7階	用いた乳がん検診の 精度管理について検 討し、医師・放射線 技師・臨床検査技師 ・看護師や検診実施 機関・精密検査実施 機関、一般住民や患 者団体に対して、教 育研修・評価認定事 業、検診啓発事業、 患者団体との連携等 の事業を全国規模で 行なうと共に、本邦 内外における精度の 高い画像を用いた乳 がん検診の普及、ひ いては乳癌死亡数低 下のために寄与する ことを目的とする。
-------	---------------------------	--	--	---

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター